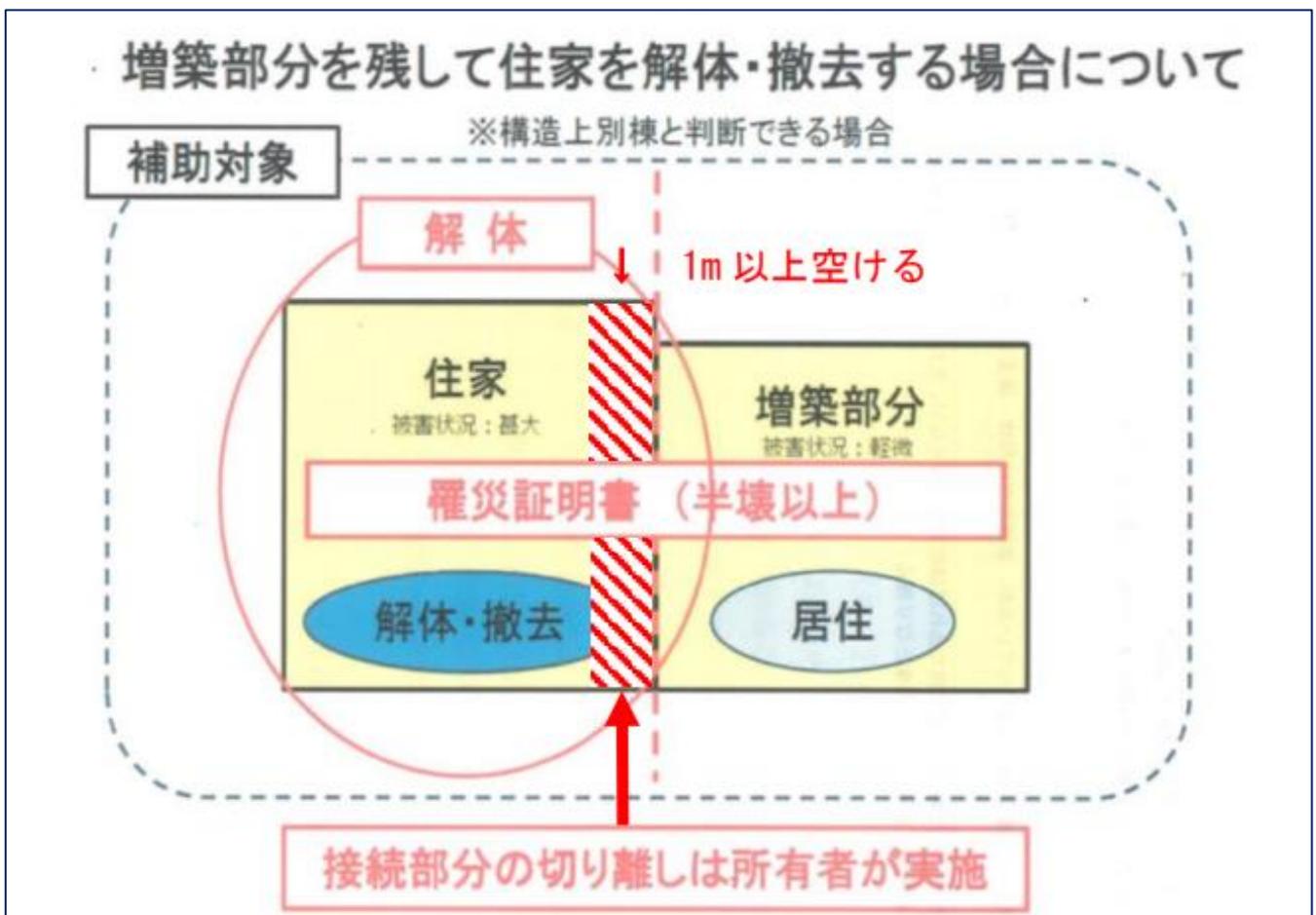


公費解体を検討されている皆様へ 生活環境課 72-3927

●一部解体について

公費解体は棟単位で行うので、一棟の建物全て解体することが原則です。
ただし「登記上別棟である」または「構造上別棟である」と判断される場合は、
一部解体ができる可能性があります。

一部解体が可能かどうかは、現地立会時に家屋の状況等を確認した上で可否を判断することとしており、立会后、建物を分ける工事（縁切り）等を所有者で実施していただく必要があります。



●被災家屋内の家財や家電等の撤去について

家財や家電等は私有財産であることから、その処分は、原則として所有者の責任によって行うこととされています。

しかし、被災家屋内に立ち入ることが危険な場合や、災害により損傷したことが明らかで、不要なものとして処分せざるを得ないものについては、それらを家屋の解体と併せて撤去することができます。ただし、事前の立会の際に、上記に該当しないと判断される場合は、所有者の責任により処分していただきます。

◆公費解体に関する概要や申請書等は町 HP をご覧ください →



<https://www.town.nakanoto.ishikawa.jp/soshiki/seikatsukankyoushou/1/8326.html>

◆公費解体に係る無料電話相談窓口について（どちらも平日 10 時～16 時）

・令和 6 年能登半島地震何でも無料電話相談（金沢弁護士会）電話番号 080-8995-9483

・司法書士による無料電話相談（へるぷねっといしかわダイヤル）電話番号 076-292-8133